

○総務省告示第三百八十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条第一項第一号の規定に基づき、平成二十年総務省告示第四百六十五号（三五・一六八七五MHz以上三五・三八一二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十日

総務大臣 山本 早苗

第一項中「その上空」を「日本周辺海域（日本国の領海の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。）から二百海里の線（その線が中間線（同法第一条第二項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。）までの海域をいう。次項において同じ。）並びにそれらの上空」に改める。

第二項中「陸上」の下に「及び日本周辺海域」を加える。